

# 「埋蔵文化財発掘の届出・通知について」及び

## 「埋蔵文化財の所在と今後の取り扱いについて(照会)」への添付書類について

必要な添付書類は以下の通りです。

- (書類提出者が事業申請者でない場合) 申請及び文化財保護協議に関する委任状 (様式は任意)
- 開発対象の地所の場所がわかる位置図 (1 / 10,000) および位置詳細図 (1 / 2,500)
- 土地利用計画図 (仮BM値が明記されていること)
- 造成を行う場合は、造成計画平面図・断面図 (仮BM値、設計GL値が明記されていること)
- 建物の矩形図・平面図
- 建物の基礎形状、設計GLからの深度がわかる図面 (基礎下の砕石層の厚さ等の構造がわかる図面)
- 浄化槽・浸透施設の配置図と構造図  
(設置する場合。配置について、土地利用計画図に浄化槽、浸透施設の配置が明記されている場合は配置図は不要)
- 地盤改良を行う場合は、地下構造がわかる図面 (例: 柱状改良を行う場合、打設する柱の配置図及び設置深度がわかる図面)
- 【発掘調査を行うことが確定した場合】 土地所有者の発掘調査承諾書

※ 添付する図面は3部 (埼玉県1部、毛呂山町2部) 用意してください。

※ 図面は全てA3版以内に縮小し、縮尺・方位を必ず明記してください。●縮小した場合は、縮小倍率を明記 (記入例: A2原図を71%縮小)

※ 工事の内容、保護措置によっては、必要に応じて上記以外の書類・図面の提出を求める場合があります。